

## 令和6年度大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金事務処理要領

### 1 趣旨

この要領は、大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金（以下「補助金」という。）の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 補助事業

補助金の交付の対象となる事業は、大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・滋賀県内に私立小学校、中学校又は中等教育学校（前期課程）（以下「私立小中学校等」という。）を設置している学校法人若しくは私立高等学校（専攻科を含む。）又は中等教育学校（後期課程）（以下「私立高等学校等」という。）を設置している学校法人において、当該私立小中学校等又は私立高等学校等に在学する児童・生徒（以下「生徒等」という。）の保護者等（※）（大阪府民である場合に限る。）が失職等の家計急変により授業料の納付が困難となった場合について授業料を減免する事業とする。

※ 「保護者等」とは、原則として学校教育法第16条に規定する保護者とし、生徒等に保護者がいない場合は当該生徒等の生計を維持している者（所得税法上当該生徒等を扶養親族としている者）を指す。

### 3 減免要件・減免金額等

【私立小中学校等に在学する生徒等の場合】

(1) 経営状況の悪化に伴う会社等の倒産・解雇等又は自営業の廃止（自主廃業（注）を除く。）により、失職した場合（大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表の区分1又は区分2に該当する場合）

失職した日（離職日の翌日。以降において同じ。）から、当該年度末までの間の授業料（特待制度等による学校独自の授業料減免を受けている場合は当該額を除く。本号、第2号及び第3号において同じ。）を全額減免するものとする。

ただし、当該年度の初日の翌日（4月2日）以後に失職し、又は当該年度内に再就職した場合においては、失職した日から再就職（アルバイトを含む。以降において同じ。）した日の前日までの間の月数（暦に従って計算し、一月に満たない端数が生じるときは、これを切り捨てることとする。）に係る授業料を減免するものとする。

また、保護者等が複数名いる場合にあつては、当該保護者等全員が失職した場合又は失職した保護者等とは別の保護者等の当該年度の道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税である場合に授業料を減免するものとする。

なお、保護者等全員が失職した場合にあつては、失職した日のいずれか遅い方の失職した日を対象期間の始期とし、当該年度内にいずれかの保護者等が再就職した日の前日までの間の月数に係る授業料を減免するものとする。

(注) 自主廃業とは、破産法に基づく手続きによらず、自主的に事業を廃止すること。(以降において同じ。)

(2) 会社等の経営状況の悪化又は傷病により、収入が前年より著しく減少した場合(交付要綱別表の区分3又は区分4に該当する場合)

当該年度の授業料を1/2減免するものとする。

(3) 私立小中学校等に在学する生徒等が、交付要綱別表の区分1、区分2、区分3又は区分4により、授業料の減免の措置を受け、その翌年度以降も、継続して保護者等の年収が400万円未満相当かつ資産保有額が700万円未満である場合(ただし、当該生徒等が当該私立小中学校等に在学している場合に限る。)(交付要綱別表の区分5に該当する場合)

当該年度の授業料に相当する額を減免するものとする。ただし、授業料の月額に相当する額が補助対象上限額(28,000円)を超える場合は、補助対象上限額とする。

#### 【私立高等学校等に在学する生徒の場合】

(4) 経営状況の悪化に伴う会社等の倒産・解雇等又は自営業の廃止(自主廃業を除く。)により、失職した場合(交付要綱別表の区分6又は区分7に該当する場合)

失職した日から、当該年度末までの間の授業料(特待制度等による学校独自の授業料減免を受けている場合は当該額及び高等学校等就学支援金における家計急変支援制度、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)における家計急変支援制度又は高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)における家計急変支援制度(以下「就学支援金等における家計急変支援制度」という。)の支給額をそれぞれ控除して得た額。)を減免するものとする。

ただし、当該年度の初日の翌日(4月2日)以後に失職し、又は当該年度内に再就職した場合においては、失職した日から再就職した日の前日までの間の月数(暦に従って計算し、一月に満たない端数が生じるときは、これを切り捨てることとする。)に係る授業料を減免するものとする。また、保護者等が複数名いる場合にあつては、当該保護者等全員が失職した場合又は失職した保護者等とは別の保護者等の当該年度の道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税である場合に授業料を減免するものとする。

なお、保護者等全員が失職した場合にあつては、失職した日のいずれか遅い方の失職した日を対象期間の始期とし、当該年度内にいずれかの保護者等が再就職した日の前日までの間の月数に係る授業料を減免するものとする。

#### 4 補助対象期間及び補助対象月数(会社等の倒産や解雇による失職(交付要綱別表の区分1又は区分2)の場合)

(1) 補助対象期間

令和6年度中(令和7年1月から3月までの間を除く。)の失職した日から令和6年度末(同

年度内に再就職した場合にあっては、再就職した日の前日) までの期間とする。

ただし、令和6年1月から3月までの間に失職し、令和6年4月以降も引き続き失職している場合(令和6年度に新入学(編転入学を含む。)をした者であって、令和5年度に私立小中学校等に在籍していなかったものについては、令和5年4月以降に失職し、令和6年4月以降も引き続き失職している場合)についても、補助の対象とすることとし、この場合の補助対象期間の始期は、令和6年4月1日とする。

なお、保護者等全員が失職した場合は、失職した日のいずれか遅い方の失職した日を対象期間の始期とし、当該年度内にいずれかの保護者等が再就職した日の前日までの間の月数に係る授業料を減免するものとする。

## (2) 補助対象月数

(1)の補助対象期間の月数(暦に従って計算し、一月に満たない端数が生じるときは、これを切り捨てることとする。)を補助対象月数とし、当該補助対象月数に係る授業料を補助の対象とする。

なお、減免の始期・終期、再就職した場合等の取扱いについては、下表の例による。

### ※補助対象期間及び補助対象月数 算定例

	離職日	再就職日	失職期間	補助対象期間	補助対象月数
1	令和6年1月31日	令和6年度中再就職なし	令和6年2月1日～令和7年度以降	令和6年4月1日～令和7年3月31日	12カ月分 (令和6年度分全免)
2	令和6年7月31日	同上	令和6年8月1日～令和7年度以降	令和6年8月1日～令和7年3月31日	8カ月分
3	令和6年8月10日	同上	令和6年8月11日～令和7年度以降	令和6年8月11日～令和7年3月31日	7カ月分
4	令和7年1月31日	同上	令和7年2月1日～令和7年度以降	令和7年4月1日～	令和6年度事業は対象外
5	令和6年4月30日	令和7年2月20日	令和6年5月1日～令和7年2月19日	令和6年5月1日～令和7年2月19日	9カ月分
6	令和6年4月28日	令和7年1月25日	令和6年4月29日～令和7年1月24日	令和6年4月29日～令和7年1月24日	8カ月分
7	令和6年4月28日	令和7年1月29日	令和6年4月29日～令和7年1月28日	令和6年4月29日～令和7年1月28日	9カ月分

## 5 所得基準(著しい収入減(交付要綱別表の区分3又は区分4)の場合)

会社等の経営状況の悪化又は傷病に伴い、収入が著しく減少したことにより、1/2減免の

対象となるのは、次の①②のすべてに該当する場合のみとする。

- ① 保護者等の令和6年の総所得金額（見込み）の合算が前年の1/2以下に減少していること。
- ② 保護者等の令和5年の課税総所得金額の合算が 98万円に次の金額を加えた額（※） を超えている場合であって、令和6年の課税総所得金額（見込み）の合算が 98万円に次の金額を加えた額（※） 以下となっていること。
  - ・ 0歳以上16歳未満の扶養親族1人あたり33万円
  - ・ 16歳以上19歳未満の扶養親族1人あたり12万円

- ※ 4人世帯（夫婦の一方が働き、高校生1人、中学生1人の世帯）の場合、年収めやすは450万円となる。
- ※ 年齢は、令和5年課税総所得金額は令和5年12月31日、令和6年課税総所得金額は令和6年12月31日現在

なお、令和6年の総所得金額（見込み）については、令和6年中の収入見込み額から給与所得控除額（必要経費）を差し引いたものとし、令和6年の課税総所得金額（見込み）については、令和6年の総所得金額（見込み）から令和6年度課税証明書等により取得した所得控除合計額を差し引いたものとし、別紙様式（課税総所得金額等積算書）を用いて見込み算出するものとする。

## **6 所得及び資産基準（私立小中学校等における授業料減免継続支援（以下「小中継続支援」という。）（交付要綱別表の区分5）の場合）**

私立小中学校等に在学する生徒等が、交付要綱別表の区分1、区分2、区分3又は区分4により、授業料の減免の措置を受け、その翌年度以降も、継続して保護者等の年収が400万円未満相当かつ資産保有額が700万円未満であることに伴い、授業料の減免の対象となるのは、次の①②③のすべてに該当する場合のみとする。

- ① 保護者等の令和6年の課税総所得金額（見込み）の合算見込みが140万円未満（※）であること。
- ② 授業料の減免措置を受けた翌年度以降も、継続して保護者等の課税総所得金額の合算が140万円未満（※）であること。
- ③ 令和6年12月1日時点の保護者等の資産保有額の合算が700万円未満であること。

※ひとり親控除の適用がある場合は課税総所得金額の合算（見込みの場合を含む。）が143万円未満であることとする。

なお、令和6年の総所得金額（見込み）については、令和6年中の収入見込み額から給与所得控除額（必要経費）を差し引いたものとし、令和6年の課税総所得金額（見込み）について

は、令和6年の総所得金額（見込み）から令和6年度課税証明書等により取得した所得控除合計額を差し引いたものとし、別紙様式（課税総所得金額等積算書）を用いて見込み算出するものとする。

## 7 補助対象期間及び補助対象月数（会社等の倒産や解雇による失職（交付要綱別表の区分6又は区分7）の場合）

### （1）補助対象期間

就学支援金等における家計急変支援制度の認定を受けている期間であり、かつ、令和6年度中（令和7年1月から3月までの間を除く。）の失職した日から令和6年度末（同年度内に再就職した場合にあっては、再就職した日の前日）までの期間とする。

ただし、令和6年1月から3月までの間に失職し、令和6年4月以降も引き続き失職している場合（令和6年度に新入学（編転入学を含む。）をした者であって、令和5年度に私立中学校又は中等教育学校（前期課程）に在籍していなかった者については、令和5年4月以降に失職し、令和6年4月以降も引き続き失職している場合）についても、補助の対象とすることとし、この場合の補助対象期間の始期は、令和6年4月1日とする。

なお、保護者等全員が失職した場合は、失職した日のいずれか遅い方の失職した日を対象期間の始期とし、当該年度内にいずれかの保護者等が再就職した日の前日までの間の月数に係る授業料を減免するものとする。

### （2）補助対象月数

（1）の補助対象期間の月数（暦に従って計算し、一月に満たない端数が生じるときは、これを切り捨てることとする。）を補助対象月数とし、当該補助対象月数に係る授業料を補助の対象とする。

なお、減免の始期・終期、再就職した場合等の取扱いについては、下表の例による。

#### ※補助対象期間及び補助対象月数 算定例

	離職日	再就職日	失職期間	補助対象期間	補助対象月数
1	令和6年1月31日	令和6年度中再就職なし	令和6年2月1日～令和7年度以降	令和6年4月1日～令和7年3月31日	12カ月分 (令和6年度分全免)
2	令和6年7月31日	同上	令和6年8月1日～令和7年度以降	令和6年8月1日～令和7年3月31日	8カ月分
3	令和6年8月10日	同上	令和6年8月11日～令和7年度以降	令和6年8月11日～令和7年3月31日	7カ月分
4	令和7年1月31日	同上	令和7年2月1日～令和7年度以降	令和7年4月1日～	令和6年度事業は対象外
5	令和6年4月30日	令和7年2月20日	令和6年5月1日～令和7年2月19日	令和6年5月1日～	9カ月分

				令和7年2月19日	
6	令和6年4月28日	令和7年1月25日	令和6年4月29日～ 令和7年1月24日	令和6年4月29日～ 令和7年1月24日	8カ月分
7	令和6年4月28日	令和7年1月29日	令和6年4月29日～ 令和7年1月28日	令和6年4月29日～ 令和7年1月28日	9カ月分

## 8 補助金額

3から7までに定めるところにより、学校法人が減免した金額（特待制度による学校独自の授業料減免及び就学支援金等における家計急変支援制度を受給している場合は当該額を除く。以降において同じ。）を補助するものとする。

ただし、府補助額の取扱いは、次の例によるものとする。

家計急変の事由	補助限度額	例	
		学校法人が減免する金額	府補助金額
失職	納付すべき授業料の全額	納付すべき授業料の全額	納付すべき授業料の全額
		納付すべき授業料の1/2	納付すべき授業料の1/2
著しい収入減	納付すべき授業料の1/2	納付すべき授業料の1/2	納付すべき授業料の1/2
		納付すべき授業料の全額	納付すべき授業料の1/2
		納付すべき授業料の1/3	納付すべき授業料の1/3
小中継続支援	納付すべき授業料の全額 (上限：月額28,000円)	納付すべき授業料の全額	納付すべき授業料の全額 (上限：月額28,000円)
		納付すべき授業料の1/2	納付すべき授業料の1/2 (上限：月額28,000円)

※ 「納付すべき授業料」とは、4（2）及び7（2）の補助対象月数に係る授業料（特待制度による学校独自の授業料減免や就学支援金等における家計急変支援制度の支給を受けている場合は当該額（以下「就学支援金等の額」という。）を除く。以降において同じ。）をいう。

- ※ 生徒が就学支援金等における家計急変支援制度の受給資格者である場合は、納付すべき授業料の額から減免対象期間に係る就学支援金等の額を控除すること。
- ※ 月額換算で円未満の端数が生じる場合は、各月の端数の計が1円以上となるたびに上乗せをすること（就学支援金における単位あたりの授業料を設定している場合の授業料月額等の端数処理の考え方に基づく）。

(例1) 交付要綱別表の区分1、区分2、区分6又は区分7（失職）の場合

- ・ 失職期間 令和6年9月1日～令和7年3月31日（7か月間）
- ・ 減免対象期間に係る就学支援金の額 33,000円/月

(1-1) 年間授業料600,000円の場合（月額50,000円）

- ・ 納付すべき授業料の額  $50,000円 \times 7 = 350,000円$
- ・ 減免対象期間に係る就学支援金の額  $33,000円 \times 7月 = 231,000円$
- ・ 減免対象経費  $350,000円 - 231,000円 = 119,000円$

(1-2) 年間授業料520,000円の場合（月額43,333.333…円（520,000円÷12月））

月	納付すべき授業料(A)	就学支援金等の額(B)	減免対象経費(A-B)
1ヶ月目（9月）	43,333円	33,000円	10,333円
2ヶ月目（10月）	43,333円	33,000円	10,333円
3ヶ月目（11月）	43,334円	33,000円	10,334円
4ヶ月目（12月）	43,333円	33,000円	10,333円
5ヶ月目（1月）	43,333円	33,000円	10,333円
6ヶ月目（2月）	43,334円	33,000円	10,334円
7ヶ月目（3月）	43,333円 ※	33,000円	10,333円
計	303,333円	231,000円	72,333円

※最終月で円未満の端数がある場合は切捨

(例2) 交付要綱別表の区分3又は区分4（著しい収入減）の場合

- ・ 年間授業料 480,000円
- ・ 納付すべき授業料の額 480,000円
- ・ 減免対象経費 480,000円
- ・ 補助上限額  $480,000円 \times 1/2 = 240,000円$

(例3) 交付要綱別表の区分5（小中継続支援）の場合

- ・ 年間授業料 480,000円
- ・ 納付すべき授業料の額 480,000円

- ・ 減免対象経費 480,000 円
- ・ 補助上限額 28,000 円×12 月 = 336,000 円

## 9 高等学校定時制・通信制課程（単位制授業料）の取扱いについて

失職による場合の減免金額については、年度内に納める授業料を履修月で割って算出するものとする。

（例）失職（補助対象期間：令和6年4月1日～令和6年10月31日（7か月））の場合

- ・ 1 単位あたり授業料 15,000 円
- ・ 減免対象期間に係る就学支援金等の額 12,030 円/単位
- ・ 履修期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日（12か月履修）
- ・ 履修単位 25 単位

月	授業料(A) ※1	就学支援金等の額 (B) ※2	減免対象経費 (A-B)
1ヶ月目（4月）	31,250 円	25,062 円	6,188 円
2ヶ月目（5月）	31,250 円	25,063 円	6,187 円
3ヶ月目（6月）	31,250 円	25,062 円	6,188 円
4ヶ月目（7月）	31,250 円	25,063 円	6,187 円
5ヶ月目（8月）	31,250 円	25,062 円	6,188 円
6ヶ月目（9月）	31,250 円	25,063 円	6,187 円
7ヶ月目（10月）	31,250 円	25,062 円	6,188 円
8ヶ月目以降 （11月～3月）	-	-	-
計	218,750 円	175,437 円	43,313 円

（下線は端数処理をした金額）

※1 1 単位あたり授業料÷履修月数×履修単位数（15,000 円÷12 月×25 単位）

※2 就学支援金等の額（12,030 円÷12 月×25 単位）

月額換算で円未満の端数が生じる場合は、各月の計が1円以上となるたびに上乗せをする（就学支援金における単位あたりの授業料を設定している場合の授業料月額等の端数処理の考え方に基づく）。

## 10 交付の申請手続

（1）失職による場合については、第1回から第3回申請において申請手続を行うものとする。（事業計画書の提出期限は別途通知文のとおり）

（2）収入が著しく減少した場合及び小中継続支援については、第3回申請において申請手続



を行うものとする。(申請者から学校への申請は、保護者等の本年の所得見込み確定時期(年末頃)に受け付けること。)

(3) 失職により減免対象となった者が再就職した場合は、事前に府私学課へ連絡のうえ、変更申請あるいは実績報告により、府の補助金額を減額して申請又は報告するものとする。

## 11 授業料減免計画書の提出及び添付書類

学校法人は、失職、著しい収入減あるいは小中継続支援の対象となることにより授業料の減免事業を実施する場合、申請者から、授業料減免申請書(様式第1号)に次に定める書類を添えて提出させ、授業料減免計画書を府私学課に提出するものとする。

府は、学校法人の授業料減免計画がこの要領に定める減免の要件等に適合することを確認した後、その結果を学校法人に通知するものとする。

(1) 経営状況の悪化に伴う会社等の倒産や解雇等により、失職した場合(交付要綱別表の区分1又は区分6に該当する場合)

① 倒産・解雇等による失職を証明する書類(いずれか1つ)

※失職した保護者等のみ必須

- ・雇用保険受給資格者証の全ページの写し  
(※離職理由コードが「11(解雇)」であること。)
- ・離職票の写し
- ・前雇用主の証明 等

※ 原則として、「雇用保険受給資格者証の全ページの写し」を提出すること。なお、やむをえない理由等により「雇用保険受給資格者証の全ページの写し」を提出できない場合は、「離職票の写し」又は「前雇用主の証明」等のいずれか1つを提出すること。

※ 役員の場合は、本人の責めに帰さず解任されたことがわかる株主総会の議事録を提出すること。

※ 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「31」である場合については、勸奨退職であるため、原則として補助対象としない。ただし、雇用主からの非常に強い働きかけにより退職せざるを得なかった場合で、早期退職に伴う割増の退職金を支給されていないこと、また、再就職先の斡旋を受けていないことについて、雇用主が発行する証明書を提出できる場合には、補助対象とすることがあるので、府私学課に相談すること。

② 扶養の状況及び当該年度の道府県民税所得割と市町村民税所得割が確認できる書類(いずれか1つ)

※保護者等全員必須

- ・令和6年度市(町村)民税・府民税特別徴収税額の決定通知書の写し
- ・令和6年度市(町村)民税・府民税納税通知書の写し

- ・令和6年度市（町村）民税・府民税課税証明書

（※区分6の場合のみ）

- ③ 就学支援金等における家計急変支援制度の認定を受けていることが確認できる書類
  - ・就学支援金等における家計急変支援制度の支給決定（支給予定）通知書 等

（2）経営状況の悪化に伴う自営業の廃止により、失職した場合（交付要綱別表の区分2又は区分7に該当する場合）

- ① 自営業の廃止を証明する書類（いずれも必要）

※失職した保護者等のみ必須

- ・税務署に提出した事業廃止届出書または個人事業の開業・廃業等届出書の写し（所轄の税務署の受理印のあるものに限る。）
- ・自主廃業でないことを証明する書類（「破産手続開始等の通知書」の写し等）

- ② 扶養の状況及び当該年度の道府県民税所得割と市町村民税所得割が確認できる書類（いずれか1つ）

※保護者等全員必須

- ・令和6年度市（町村）民税・府民税納税通知書の写し
- ・令和6年度市（町村）民税・府民税課税証明書

（※区分7の場合のみ）

- ③ 就学支援金等における家計急変支援制度の認定を受けていることが確認できる書類
  - ・就学支援金等における家計急変支援制度の支給決定（支給予定）通知書 等

（3）会社等の経営状況の悪化により、収入が著しく減少した場合（交付要綱別表の区分3に該当する場合）

- ① 昨年（令和5年）の所得及び扶養の状況が確認できる書類（いずれか1つ）

※保護者等全員必須

- ・令和6年度市（町村）民税・府民税特別徴収税額の決定通知書の写し
- ・令和6年度市（町村）民税・府民税納税通知書の写し
- ・令和6年度市（町村）民税・府民税課税証明書

- ② 本年（令和6年）の所得（見込み）を証明する書類（いずれか1つ）

※保護者等全員必須

- ・令和6年分源泉徴収票
- ・税理士等第三者による所得見込み証明書 等

(4) 傷病により、収入が著しく減少した場合（交付要綱別表の区分4に該当する場合）

① 昨年（令和5年）の所得及び扶養の状況が確認できる書類（いずれか1つ）

※保護者等全員必須

- ・令和6年度市（町村）民税・府民税特別徴収税額の通知書の写し
- ・令和6年度市（町村）民税・府民税納税通知書の写し
- ・令和6年度市（町村）民税・府民税課税証明書

② 本年（令和6年）の所得（見込み）を証明する書類（いずれか1つ）

※保護者等全員必須

- ・令和6年分源泉徴収票
- ・税理士等第三者による所得見込み証明書 等

③ 傷病の事実を証明する書類

※該当する保護者等のみ必須

- ・診断書

(5) 小中継続支援を申請する場合（交付要綱別表の区分5に該当する場合）

① 授業料の減免の措置を受けた翌年度以降の所得が確認できる書類

※保護者等全員必須

- ・授業料の減免の措置を受けた翌年度以降全ての市（町村）民税・府民税課税証明書

② 本年（令和6年）の所得（見込み）を証明する書類（いずれか1つ）

※保護者等全員必須

- ・令和6年分源泉徴収票
- ・税理士等第三者による所得見込み証明書 等

③ 令和6年12月1日時点で資産保有額が700万円未満であることの誓約

- ・教育長が指定する誓約書

#### 【留意点】

- ・ 課税証明書等で19歳未満の扶養親族が確認できない場合は、健康保険証（写）等を提出すること。
- ・ 会社員等の給与所得者の場合は、原則として源泉徴収票により当該年の所得を確認すること。
- ・ 自営業の場合は、原則として税理士等第三者による所得（見込み）証明書を提出すること。
- ・ 著しい収入減において、当該年の課税総所得金額（見込み）を算出するにあたっては、手続きが非常に煩雑となるため、実際の税の計算とは異なる簡便な方法により行うこととし、

当該年の所得控除額については、前年度の課税証明書等により取得した所得控除合計額とする。

- ・ (4) の③について、保護者等と同居している家族等が新型コロナウイルスに感染した影響により、保護者等の収入が著しく減少した場合は、その者の診断書と住民票の写し（保護者等と同居していることが確認できるもの）を提出すること。
- ・ (5) の③について、対象となる資産の範囲は次のとおりとする。
  - イ 現金及びこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）
  - ロ 預貯金（普通預金、定期預金等）、有価証券（株式、国債、社債、地方債等）
  - ハ 満期や解約により現金化した保険※土地・建物等の不動産は対象とせず、また住宅ローン等の負債と相殺することはできない。
- ・ その他新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入が著しく減少した場合は、当該事情を示す書類の提出を求めることがあるため、府私学課へ相談すること。

## 12 減免の通知

補助金の交付の決定を受けた学校法人は、生徒等又は保護者等に授業料減免決定を通知するものとする。

## 13 その他

(1) 大阪府私立高等学校等授業料支援補助金、大阪府東日本大震災私立学校等授業料等特別減免事業補助金との併給はしない。（授業料支援補助金等と比較し、申請者に有利な制度を適用すること。）

(2) 令和5年度以前において、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校のいずれかで本補助金又は平成21年度大阪府私立高等学校等授業料臨時減免事業補助金の交付を既に受けた者については、本年度の補助対象とならない。（小中継続支援対象者を除く。）

(3) 本補助金において「失職」と「著しい収入減」の両方の条件を満たす場合についても、いずれか高い助成金額のみ適用する。

(4) 私立小中学校等における本事業の対象となる「授業料」は、学則上授業料と規定しているものを指し、授業料以外の経費は対象としない。

なお、私立高等学校等における本事業の対象となる「授業料」は、学則上授業料と規定しているもの及び学則に記載している費用（入学料や入学検定料等の入学時に徴収する費用、PTA会費等の学校の設置者以外の者が管理する費用、学年費や修学旅行積立金等の実費に相当する費用並びにその他特定の生徒のみが納付する費用等を除く。）を指す。

(5) その他、審査の過程で疑義等が生じた場合、別途報告又は文書（証明書類等）の提出を求めることがある。